

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上新郷埼玉線
- 三 道路の区域

新	旧	新 旧 別
<p>行田市大字埼玉字片原通 三四八三番二地先から 同市大字埼玉字片原通三 四七八番一地先まで</p>		区 間
<p>一二・〇〇〇 三一・〇〇〇</p>	<p>六・一二〇 六・九八</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇五・三〇</p>		延 長 (メートル)
<p>交差点整備事業。</p>		備 考